平成２４年（フ）第９４９８号
東京都八王子市下柚木2149―２―205
破産者　冨士　美晴（旧姓藤元）
1　決定年月日　平成24年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９５０８号
東京都世田谷区喜多見４丁目５―７―202
破産者　諒エンジニアリングこと　宇田川雅美
1　決定年月日　平成24年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９５４３号
千葉県浦安市今川２丁目15―12―201
破産者　坂本　英和
1　決定年月日　平成24年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９５６３号
東京都杉並区阿佐谷北２丁目８―４　萩原方202
破産者　佐久間重光
1　決定年月日　平成24年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９５６７号
東京都練馬区光が丘２丁目４―11―1206
破産者　塩崎　繁男
1　決定年月日　平成24年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９５８４号
埼玉県草加市手代町50―19―306、住民票上の住所東京都新宿区矢来町26　奥村方
破産者　天野　正人
1　決定年月日　平成24年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９６１８号
愛知県名古屋市中区大須１丁目35―24―204、開始決定時の住所千葉県千葉市美浜区高洲１丁目16―33
破産者　大橋　　寛
1　決定年月日　平成24年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９６６１号
東京都世田谷区深沢５丁目24―23―405
破産者　藤本メリ子
1　決定年月日　平成24年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９６６４号
東京都墨田区立花１丁目10―５―306
破産者　種山　光生
1　決定年月日　平成24年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３９号
新潟市東区新石山３丁目12番地１　せんのき607
破産者　亡若部裕相続財産
1　決定年月日　平成24年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１８号
長野県松本市波田1613番地２
破産者　忠地　広憲
1　決定年月日　平成24年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第２９１号
茨城県結城郡八千代町大字平塚3436番地の１
破産者　株式会社野村土建
1　決定年月日　平成24年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２４年（フ）第１０７号
茨城県坂東市岩井3282番地
破産者　常総プレカット建材株式会社
1　決定年月日　平成24年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２４年（フ）第６９６５号
東京都江東区大島１丁目21番５号
破産者　株式会社星輝
1　決定年月日　平成24年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４０９号
横浜市磯子区磯子３丁目12番12―1607号
破産者　株式会社Ｌｙｒａ
1　決定年月日　平成24年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第６８号
福井県大野市吉第５号10番地１
破産者　株式会社九頭龍
1　決定年月日　平成24年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１３１号
福井県越前市芝原４丁目２番６号
破産者　大塚　久子
1　決定年月日　平成24年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１６５号
福井県坂井市春江町針原第66号11番地
破産者　株式会社勝英
1　決定年月日　平成24年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１７２号
福井県鯖江市上河端町第47号29番地の３
破産者　有限会社オプタケウチ
1　決定年月日　平成24年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第４５号
岐阜県美濃加茂市加茂野町今泉556番地４
破産者　有限会社サンモール建設
1　決定年月日　平成24年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所御嵩支部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２３年（フ）第３１９６号
札幌市厚別区上野幌１条４丁目７番27号ルノールイトウ301号、開始決定時の住所札幌市厚別区厚別北３条５丁目28番１号
破産者　黒木　政芳
1　決定年月日　平成24年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部